

1 医師確保に関する会議体における協議について（令和5年3月開催結果）

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区 分	臨床研修・専門研修等に関する協議会	
協議事項	県内の臨床研修の充実を図るため、次の事項について協議 ・臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項	
構 成	7名 〔 大 学 2名 医師会 2名 〕 病院団体 2名 県 1名	
開 催 実 績	開 催 日	令和5年3月31日（金）
	主 な 協議事項	1 臨床研修病院の指定について 2 令和6年度臨床研修医募集定員の配分について
	結 果	<p>1 臨床研修病院の指定について【別紙1参照】</p> <p>(1) 指定継続について</p> <p>基幹型臨床研修病院の指定基準の一つである「年間入院患者数3,000人以上」を、令和2年度から2年度連続で満たしていない下記の2病院について、病院の指導・管理体制、研修医の基本的診療能力等について実地調査を行った。</p> <p>その結果、2病院ともC判定とするが、基幹型臨床研修病院の指定は継続し、2年以内に再度実地調査を行い、指定継続の可否について判断することについて了承を得た。</p> <p>対象病院：A病院（調査実施日：R5.2.23） B病院（調査実施日：R5.3.3）</p> <p>調査員：神戸大学医学部附属地域医療活性化センター 坂口 一彦 兵庫県保健医療部医務課医療人材確保班長 浦野 武彦</p> <p>(2) 新規指定申請について</p> <p>C病院より基幹型臨床研修病院の新規指定申請があった。</p> <p>※ 当院については、H15年～R3まで基幹型臨床研修病院として指定を受けていたが、3年連続（H28～H30）で「年間入院患者数3,000人以上」の指定基準を下回ったため、当時指定権限を持っていた指定厚生労働省が実地調査を実施の上、指定が取消された経緯がある。</p> <p>過去に取消事由となった年間入院患者数については順調に回復しているものの、①本県のR6臨床研修の募集定員上限が引き下げられたこと（R5：411人→R6：409人）、②当院は医師多数区域である神戸圏域に所在しており、現時点で新たに基幹型臨床研修病院を当該圏域に設ける必要性が乏しいと考えられることから、今回の新規指定を見送ることについて、了承を得た。</p>

2 令和6年度臨床研修医募集定員の配分について【別紙2参照】

国から示された募集定員の合計（409名）について、以下の基本方針・検討事項による配分案を示し、了承を得た。なお、配分の結果、定員数が1名になる1病院に対し、2名に増加させるための特例加算を行ったため、最終募集定員は414名となった。

(基本方針)

R5年度定員を基本としつつ、各病院の希望や下記の「検討事項」により調整

(検討事項)

①直近の採用状況等

- (a) マッチング応募倍率、(b) マッチング状況、(c) 充足率(採用数/定員数)
- (d) 臨床研修修了後の県内定着率

②病院規模等

- (a) 許可病床数、(b) 救急機能、(c) 救急車受入台数、(d) 周産期医療
- (e) 常勤医師数、(f) 専門研修プログラム設置数

③その他

- (a) 産科プログラム枠、(b) 基幹型臨床研修病院の指定基準への適合性

【参考】

医療法の一部改正（H30. 7. 25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について】

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について
（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）

医療法に規定する「地域医療対策協議会」

⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項
- (5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項
 - ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述
 - イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記1に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた。